

盛岡市市税条例の一部改正について

平成 20 年 3 月 26 日
財 政 部
市 民 部

1 改正の趣旨

地方税法の一部改正（今国会で審議中）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴い、減免規定の見直し、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の提出期限の延長、公益法人改革に伴う法人市民税の均等割の区分の見直し、省エネ改修工事を行った既存住宅に係る固定資産税の減額措置の創設及び国民健康保険税の基礎課税額限度額の引下げ、後期高齢者支援金等課税額限度額の設定、後期高齢者医療制度創設に伴う国民健康保険税の軽減について規定の整備を行おうとするものである。

2 改正の内容について

改 正 内 容			
(1) 個人市民税			
① 住宅借入金等特別税額控除の申告書の提出期限の延長			
区 分	申告書提出期限		
現 行	市民税の納税通知書の送達日まで		
改 正 後	納税通知書が送達された後でも市長が止むを得ない理由があると認める場合は、最大5年まで（平成20年度分は平成25年6月30日まで）		
② 市民税の減免規定に中国残留邦人等で法に基づく支援給付を受ける者を加える。			
(2) 法人市民税			
法人市民税の均等割の改正			
区 分	収益事業の 有 無	現 行	改 正 後
公共・公益法人 等で均等割を課 す法人	有	課税	最低税率（5万円）
法人格のない社 団・財団	有	課税	最低税率（5万円）
	無	最低税率（5万円）	非課税
(3) 固定資産税			
① 熱損失防止改修工事（省エネ改修工事）を行った住宅に係る固定資産税の減額措置の創設			

平成 20 年 1 月 1 日に存在していた住宅で、平成 20 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間に一定の熱損失防止改修工事を行った住宅（賃貸住宅を除く。）について、改修工事が完了した年の翌年度分に限り、当該住宅に係る固定資産税の税額（1 戸当たり 120 m²相当分までに限る。）の 3 分の 1 を減額する。減額を受けようとする納税者は、改修が基準に適合することを証する書類を添付して改修後 3 月以内に申告しなければならない。

② 固定資産税の減免規定の見直し

固定資産税の減免規定に中国残留邦人等で法に基づく生活支援給付を受ける者を加える。

(4) 国民健康保険税

① 限度額について

(7) 基礎課税額限度額を 56 万円から 47 万円に改める。

(1) 後期高齢者支援金等課税額の限度額を 12 万円とする。

② 保険税の軽減について

後期高齢者医療制度の創設に伴い、制度創設時の後期高齢者または制度創設後に 75 歳に到達する者が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行することがあっても、同じ世帯に属する国民健康保険被保険者の保険税が軽減されるよう措置する。

(7) 低所得者に対する軽減

保険税の軽減判定の際に、国保から後期高齢者医療制度に移行した者（以下「旧国保被保険者」という。）の所得及び人数も含めて軽減所得の判定を行い、国保からの移行により世帯の国保被保険者が減少しても 5 年間軽減措置を受けられることとする。

(1) 世帯割で賦課される保険税の軽減

基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る世帯別平等割額を旧国保被保険者と同一の世帯に属する国保単身世帯について 5 年間半額とする。

3 施行期日

平成 20 年 4 月 1 日

4 専決処分

地方税法の一部改正が国会において 3 月末法案成立予定及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立に関する法律施行令等の一部を改正する政令が 3 月末に公布予定のため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分により改正するものである。